平成２４年（フ）第７号
新潟県柏崎市小倉町10番28―301号　アーバンハイム小倉
債務者　苫米地恵未（旧姓布川）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第６６号
愛知県犬山市中山町２丁目76番地　岩田マンション201
債務者　北村　博雄
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３号
京都府宮津市字蛭子1059番地
債務者　引野　一三
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第７６号
大阪府泉南市中小路２丁目1860―１医療法人聖心会介護老人保健施設ケアセンターホリ、住民票上の住所大阪府阪南市舞２丁目16番12号
債務者　河野　正行
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８３号
大阪府岸和田市別所町２丁目５番１号、前住所大阪府岸和田市別所町２丁目23番５号
債務者　西田　幸男
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
大阪府泉佐野市上瓦屋556番地の１
債務者　勝美板金塗装工業所こと　椋　　勝人
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
大阪府和泉市箕形町６丁目８番16号
債務者　三浦　勇作
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
大阪府和泉市幸３丁目17番70―401号、前住所大阪府和泉市王子町1062番地の18
債務者　瀧　　剛志
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
大阪府泉南市岡田５丁目16番18号
債務者　森谷　侑正
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
大阪府和泉市桑原町247番地の１　ＡＳＫビル３Ａ号室
債務者　永井　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地67棟701号、前住所大阪府泉南市新家6247番地
債務者　伊勢　厚子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
大阪府泉南市信達市場808番地の３―402
債務者　坂口　ヱリ
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
大阪府岸和田市春木大小路町17番23号
債務者　尾﨑　美和
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
大阪府泉南郡岬町淡輪1462番地の２、前住所大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2426番地の12
債務者　坂口美香子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地49棟806号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地49棟301号
債務者　鈴鹿　真弓
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
大阪府泉南郡岬町深日1448番地
債務者　大庭寿美子こと　大庭壽美子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
山口県宇部市東梶返１丁目23番２号　サンソフィア梶返201号、旧住所山口県宇部市大字東岐波2717番地３
債務者　藤原　康子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
山口地方裁判所宇部支部